

身につけよう! 交通ルールとヘルメット

毎月第1月曜日は自転車安全対策強化日
(セーフティ・バイシクル・デー)



高校生が自転車の安全利用やヘルメットの着用を発信! セーフティ・バイシクルリーダー

三重県内の高校や高等専門学校の生徒に「セーフティ・バイシクルリーダー」を委嘱し、
高校生等が主体的な自転車の安全利用促進活動を推進するものです。



自転車の交通ルールを
学ぼう! 守ろう!



令和6年11月1日～道路交通法改正!

自転車の「ながらスマホ」と「酒気帯び運転」の罰則が強化されました。

- 携帯電話使用等 1年以下の懲役または30万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 3年以下の懲役または50万円以下の罰金



ヘルメット非着用時の致死率は 着用時に比べて約1.9倍です!

(※)参照 警察庁HP:交通安全のための情報



1

車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は軽車両に該当し、車の仲間です。

歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。道路の左に寄って走りましょう。また、道路標識などにより歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げるときは一時停止しましょう。

2

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号と一時停止は必ず守りましょう。

道路を渡るときは左右の安全を確認しましょう。

3

夜間はライトを点灯

夜間、無灯火では前が見えず

周りからも見えにくくなり非常に危険です。

ライトを点灯し、

反射器材を備えた自転車を運転しましょう。



4

飲酒運転は禁止

自転車も、お酒を飲んだときは運転してはいけません。

5

ヘルメットを着用



事故による被害を軽減するために、こどもから大人まで全ての自転車利用者が乗車用ヘルメットを着用しましょう。

※令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されています。

自転車運転者講習制度について

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(※危険行為)を反復して行ったものが講習制度の事項対象となります。
(※危険行為:酒気帯び運転、携帯電話使用等、信号無視、指定場所一時不停止等)

【令和3年10月1日～】自転車損害賠償責任保険等への加入等が義務化されました

概要
自転車事故に備え、被害者の救済、加害者の経済的負担の軽減を目的として、「交通安全の保持に関する条例」を全面改正した「三重県交通安全条例(以下、条例という。)」において、「①自転車損害賠償責任保険等への加入(条例第25条)」及び「②自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等(条例第26条)」が義務とされました。【令和3年3月23日公布】

自転車での加害事故例

判決認容額	事故の概要
9,521万円	男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、2013年7月4日判決)
9,330万円	男子高校生が、夜間、イヤホンで音楽を聞きながら無灯火で自転車を運転中に、バトカーの追跡を受けて逃走し、職員質問中の警察官(25歳)と衝突。警察官は、頭蓋骨骨折等で約2か月後に死亡した。(高松高等裁判所、2020年7月22日判決)
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障がい(言語機能の喪失等)が残った。(東京地方裁判所、2008年6月5日判決)

*判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に払う金額とは異なる可能性があります。

自転車事故で加害者になった場合は、損害賠償責任が生じ、賠償額が数千万円と高額になることがあります。もしものために、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

